第十七条第四号中「第十八条第一項又は第四項の規定により許可し、同項の規定により協議し、同条第五項」を「第十八条第二項又は第三項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改め、同条第五号中「第十九条第一項又は第四項の規定により許可し、及び同条第五項」を「第十九条第二項又は第三項」に改め、同条第八号中「により協議し、及び同意」を「による届出を受理」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第三十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年二月二日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　伊藤　重之
生年月日　千九百八十年六月二十四日
国　籍　日本国

○財務省告示第三十七号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二日

財務大臣　安住　淳

第百七十四号の次に次の一号を加える。

百七十五　マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

○農林水産省告示第二百四十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三日から施行する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

別表中「小川」の下に「、乙津」を、「緑ヶ丘」の下に「、福生市牛浜、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町及び武蔵野台」を加える。

○農林水産省告示第二百五十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号
　平成二十四年一月二十三日　第百十四号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社らいふ　東京都品川区東五反田一丁目二十五番十一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
　(1)　認定を行う区域
　　国内
　(2)　認定を行う事業所の所在地
　　東京都品川区東五反田一丁目二十五番十一号

○農林水産省告示第二百五十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人兵庫県有機農業研究会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十四年一月六日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地　兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二十八番三十三号
変更後の事業所の所在地　兵庫県神戸市中央区北長狭通五丁目五番十二号

○農林水産省告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町気田字郷島一四三一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区崩野字大崩山六三五の一、字奥ヒカケ六四一、六四二、六四三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字大崩山六三五の一・字奥ヒカケ六四三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町気田字郷島一四七九、一四八一から一四八四まで、一四八五の一、一四八六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字郷島一四八二・一四八四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区阿寺字向山四三二、字モウリ八四六の一、八四六の三、八四六の七一から八四六の七六まで、八四六の七九、八四六の八一から八四六の八三まで、八四六の八八から八四六の九〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備